

# 日本大通り商店会会則（規約）

(名称)

第1条 本会は日本大通り商店会(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は理事の相互扶助の精神に基づき、理事および周辺地域との連携のために必要な共同事業を行うとともに、理事の事業の健全な発展に寄与し、あわせて地域の地域活性、商業振興に邁進することを目的とする。

(活動目的)

第3条 本会は前述の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- ① オープンカフェやイルミネーション等を中心としたプロモーションを行うための事業。
- ② 路上駐車等の交通問題解決のための事業。
- ③ 売出し、宣伝、広報等、共同販売促進事業。
- ④ 理事の相互の親睦に関する事業。
- ⑤ その他総会ならびに理事会で必要と認められた事業。

(活動区域)

第4条 本会の対象区域は、日本大通りの沿道及びその周辺とする。

2 日本大通り周辺と連携して共同で事業を行う場合は、行政区域にとらわれず活動することができる。

(事務所)

第5条 事務所は一般社団法人横浜エリアマネジメント協議会が当面兼務する。

(会員)

第6条 本会は理事と賛助理事をおく。

2 理事は本会の趣旨に賛同し、第4条に定める区域外に居住する者もしくは趣旨に賛同する企業団体であって、本会の活動に積極的に携わることができる。

3 賛助理事は本会の活動に積極的に理解を示し本会の趣旨に賛同し、活動に対して支援できる者もしくは企業団体・個人とする。

(入会)

第7条 前条に定める本会理事たる資格を有する者は、理事の半数以上の承認を得て、入会することができる。

(退会)

第8条 本理事を脱会する場合は、その旨速やかに書面にて届出なければならない。但し、既納会費及び資産の分配は行わない。

(会費)

第9条 本会の活動を行うに当たり必要な経費を集めることができる。

(役員を選任)

第10条 本会には次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、会計1名、理事若干名

2 会長は、総会において理事の中から推薦または立候補により選出する。

3 副会長は、理事の中から会長の推薦を受けて互選する。

4 理事の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

5 必要に応じて本会に顧問、相談役を置くことができる。

(役員職務)

第11条 理事の職務は次の通りとする。

① 会長は、本会を代表し、本会の活動を統括する。

② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

③ 会計は、本会の会計を担当する。

(総会)

第12条 総会は、理事で構成する。

2 総会は年1回の定時総会と必要により会長によつて招集する臨時総会がある。

3 定時総会は会計年度終了後、2ヶ月以内に開催するものとする。

4 総会は議決権を有する総数の2分の1以上の理事の出席をもつて成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもつて出席にかえることができる。

5 議長は会長が就任するものとする。

6 次の事項は、総会によつて決する。

① 活動計画及び報告

② 収支予算及び決算

③ 会計監事報告

④ 第3条に関する重要な事項

⑤ 役員承認

⑥ 会則の制定及び改廃

⑦ 本会の解散

⑧ その他重要な事項

7 議事は、出席会員が有する議決権の過半数で決する。

8 総会の議事録は、議長または事務局が作成し、これに会長・副会長が署名して保管する。

(理事会)

第13条 理事会は理事により構成する。

2 定例会は隔月で開催する。また、必要に応じて理事の発議により会長が招集する臨時会を開催することができる。

3 必要に応じてその他の人員をオブザーバーとして招集することができる。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、その都度の事業費、寄附金及びその他の収入をもつて充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

(財産)

2 本会が取得した財産の管理・運営については、理事全員の責任のもとに行うものとする。

3 本会の財産の取得並びに処分を行う場合は、総会の承認を得るものとする。また名義人は総会の承認後会長とする。解散をする場合は、残余財産は総会の決議により決定をする。

(附則)

1 この会則は、令和6年3月1日から施行する。

# 日本大通り商店会 会員名簿

令和6年4月現在

氏名	役職	所属
日比生猛	会長	(株) アルテリーベ
井上良幸	副会長	(株) スリーエフ
中條雅博	理事	(株) ありあけ
幸玉拓海	理事	セブンイレブン 神奈川県庁東庁舎店
印銀俊雄	理事	タリーズジャパン (株)
小嶋寛	事務局	ルーデンス (株)